

吉備路れんげまつり広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉備路れんげまつり（以下、まつりという。）のチラシを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 まつりのチラシへの広告掲載は、民間企業等との協働によりまつりの新たな財源を確保し、より盛大に開催することによって地域及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定するもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア まつりのチラシ
 - イ その他広告媒体として活用できる資産で実行委員会が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 実行委員会 吉備路れんげまつり実行委員会をいう。
- (4) 広告主 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 まつりの広告媒体に掲載し、掲出する広告は、公共機関で組織された実行委員会としての社会的信頼性及び公平性を損なうことのないよう信頼度の高い情報によるものでなければならない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 人権侵害につながるおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると実行委員長が認めるもの
2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに実行委員長が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、実行委員長が別に定める。

(広告の掲載順位)

第8条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合はこの限りでない。

(1) 第1順位 実行委員会の構成団体に所属している団体

(2) 第2順位 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係る広告

(3) 第3順位 公益性の強い企業、市内に本店又は支店を有する金融機関及び農業協同組合

(4) 第4順位 民間企業等のうち、市が誘致した企業又は市内で公共事業を請け負っているもの

(5) 第5順位 市内の商店街、市場、専門店の連合会

(6) 第6順位 各種市民団体

(7) 第7順位 前各号に掲げる以外のもの

2 同一の広告の掲載位置に同順位から2以上の申込みがあるときは、抽選等により決定する。

(物品等の寄附)

第9条 物品等の寄附により広告を行う場合については、別に定める。

(広告の責任等)

第10条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月13日から施行する。